

公営企業会計制度に関する実務研究会（第3回）議事概要

【開催日時等】

- 開催日時：平成19年2月15日（木）13：00～15：00
- 場所：総務省401会議室
- 出席者：鈴木座長、泉澤委員、森田委員、石井委員、今枝委員、小関委員、平山委員、遠藤委員、土田委員
栄畑大臣官房審議官、丹下公営企業課長、井上公営企業経営企画室長、和田地域企業経営企画室長 他

【議題】

- (1) 事業の特性により発生する資金不足額の取扱いについて
- (2) 宅地造成事業の指標（資金不足額）の算定方法について
- (3) その他

【配布資料】

- 事業の特性により発生する資金不足額の考え方 …… 資料1
- 宅地造成事業の指標（資金不足額）の算定方法について …… 資料2

【概要】

■ 事務局から資料1及び2説明

■ 委員からの主な意見

- (1) 事業の特性により発生する資金不足額の取扱いについて

【民間企業における事業計画等の状況】

- ・ 民間企業の場合、企業全体の経営計画、一部の新規事業、事業部の計画などがある。
- ・ 民間企業の場合既存、新規設備投資を行う場合、その投資が成功しなくとも、企業全体として既存の収益があればその範囲で負担できる能力があるという考えもある。
- ・ 新規事業を行う場合、投資が回収できるか等株主に対し説明責任を負う。また、マーケットによる評価を受けることになる。
- ・ 新規事業への進出計画の場合、おそらく年単位の計画で、例えば3年後の黒字化、さらに3年後に累積赤字の解消など明示し、計画どおり進捗しているかディスクローズしておくこととなる。
- ・ 民間企業の場合、大体が長期計画（10年程度）、中期計画（5年程度）を策定している。しかし、長期、中期計画というのは企業の戦略とノウハウにかかわるところなので、一般的には公開はしない場合が多い。それが具現化されているのが、翌年の事業計画である。
- ・ 民間企業の場合、投資をしたけれども失敗しそうになったり、外部環境が変わった等の場合、事業の中止を決定するが、公共の場合、事業の中止というのがなかなか難しいというのが通例ではないか。

【公営企業における事業計画等の状況】

- ・ 事業計画としては、事業体によっても異なるが、構想的なもの、10年程度の中期計画（需要動向、投資及び収支状況等）、かなりしっかりした財政計画として3～4年程度の収支計画を策定している状況ではないか。
- ・ このほか、赤字や不良債務がある場合、起債の申請に必要な経営健全化計画や独自の経営改善計画等を策定している場合もある。
- ・ 市町村の総合計画（20～10年間）に基づき、5年ごとの実施計画を策定している例もある。
- ・ 収支計画については決算後、ローリングし毎年見直しを行っている場合が多いのではないか。
- ・ 計画については、多くの事業体で、公表すると同時に議会などにも説明をし

て、質疑を行っている。また、経営評価委員会等で事業計画の評価を受けている例もある。

- ・ 地下鉄の場合の整備計画は、国の運輸政策審議会の答申に基づいて、A路線からC路線まで整備の優先順位がつけられている。その中からなおかつ優先度の高いもの、採算性のいい路線から順次整備をしていくという形で進めている。
- ・ 下水道事業の中には、経営管理を前提としていない、道路整備（一般会計）と同じような考え方をし、財政（収支）計画を策定してない事業体もあるのではないか。
- ・ 小規模市町村において財政計画（10年程度）を策定することは最初は難しく、乖離も生じることが予想されるが、毎年ローリングを行っていくことにより、精度の高い財政計画の策定が可能と思われる。

【控除すべき額を算出する際に用いる計画について】

- ・ 様々な計画があるが、新しい計画を策定するより、既存の計画を用いるのが良いと思う。
- ・ 各自治体では起債申請等の際、10年間の収支計画を策定しているので、この計画を基本的に活用すれば良いのではないか。
- ・ 事業の特性から発生する資金不足額を事業計画を用いて控除するという考え方もあるが、公営企業の早期健全化という視点からは今回の制度における健全化計画を策定した上で、その進捗管理を行うという考え方もあると思う。
- ・ なお、公営企業で生じた資金不足額を連結収支に反映する場合、どこまで影響させるかについては、工夫が必要ではないか。
- ・ 事業計画の内容に一般会計からの繰入等がある場合、一般会計側のコンセンサスがとれているかが重要となるのではないか。

【控除すべき期間について】

- ・ 地下鉄や下水道事業については資本の回収期間が長期間に及ぶなど一律に何年間がよいといったことを決めるのは難しいのではないか。

【将来の減価償却相当の内部留保資金により回収が見込まれる額について】

- ・ 一定の計算式により算出することについては客観的でもあり、あまり問題はないのではないか。
- ・ トンネルや管渠等は償却後も資産が長期にわたり活用されているが、このような面も考慮することは可能ではないか。

（2）宅地造成事業の指標（資金不足額）の算定方法について

- ・ 宅地造成事業の未成宅地、完成宅地の考え方を整理する必要がある。
- ・ 宅地造成事業は事業継続を前提としているか否かでも考え方が変わってくるのでこの辺も整理していく必要があるのではないか。